

広島市告示第403号
令和6年8月20日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 アクロスプラザ高陽

(2) 所在地 広島市安佐北区深川五丁目1710番ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

芙蓉総合リース株式会社

代表取締役 織田 寛明

東京都千代田区麴町五丁目1番地1

3 変更事項

駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 別紙のとおり。

(変更後) 別紙のとおり。

4 変更年月日

令和7年4月20日

5 届出年月日

令和6年8月19日

6 届出書の縦覧場所

(1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

(2) 広島市安佐北区可部四丁目13番13号

広島市安佐北区役所市民部区政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

令和6年8月20日から同年12月20日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 令和6年12月20日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

・駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

位置	収容台数
A 棟東側	1 6 3 台
A 棟北側	1 3 7 台
A 棟 2 階	1 7 7 台
合計	4 7 7 台

(変更後)

位置	収容台数
A 棟東側	1 5 0 台
A 棟北側	1 3 8 台
A 棟 2 階	1 7 6 台
合計	4 6 4 台